

本日は旅行業の登録についてご報告いたします。旅行業は、旅行業法に基づき、登録制度をとっており、以下のように、取り扱う業務の範囲に応じた登録が必要になります。

1. 旅行業の定義

旅行業とは、報酬を得て、以下の旅行業務を取り扱うことを事業とするものをいいます。該当する場合には、旅行業の登録が必要となります。

・報酬とは

次の旅行業務を行うことによって経済的収入を得ていれば「報酬」となります。
募集経費、割戻金、送客手数料、旅行業務取扱料金等

・旅行業務とは

- ①旅行業者が旅行者の募集のためにあらかじめ、又は旅行者からの依頼により旅行の計画を作成するとともに、旅行者に提供する旅行サービスに係る契約を「自己の計算」により運送等サービス機関と締結する行為。
- ②前項に付随して旅行者に運送等関連サービスを提供するため運送等関連サービス機関と自己の計算により契約を締結する行為
- ③旅行者のための運送等サービスの提供を受けることに関し、代理、媒介、取次ぎをする行為
- ④運送等サービスのための運送等のサービスを提供することに関し、代理、媒介をする行為
- ⑤利用運送・利用宿泊行為
- ⑥旅行者のための運送等関連サービスの提供を受けることに関し代理、媒介、取次をする行為
- ⑦運送等関連サービス提供者のための運送等サービス以外の旅行サービスの提供を受けることに関し、代理・媒介をする行為
- ⑧諸手続き代行及び旅行者の便宜上のサービス提供行為
- ⑨旅行に関する相談に応じる行為

・事業とは

目的ある同種の反復継続的行為をいいます。
例えば、旅行の手配を行うことを宣伝している場合や店を構え旅行業務を行う旨の看板を掲げている場合のように、行為の反復継続の意思が認められる場合をいいます。

2. 登録の種別

取り扱う業務の内容によって、次のいずれかの登録が必要になります。

第1種旅行業

海外・国内の企画旅行の企画・実施、海外旅行・国内旅行の手配及び他社の募集型企画旅行の代売を行うこと

第2種旅行業

国内の募集型企画旅行の企画・実施、海外・国内の受注型企画旅行の企画・実施、海外旅行・国内旅行の手配及び他社の募集型企画旅行の代売を行うこと。

第3種旅行業

国内・海外の受注型企画旅行の企画・実施、国内・海外旅行の手配及び他社の募集型企画旅行の代売を行うこと。また、実施する区域を限定（出発地、目的地、宿泊地および帰着地が営業所のある市町村、それに隣接する市町村、および、観光庁長官の定める区域内に収まっていること）し、かつ、旅行代金の支払い時期を制限（申込金（旅行代金の20%以内）を除き、旅行開始日より前に受け取ることができません）のうえで、国内の募集型企画旅行の企画・実施が可能。

旅行業者代理業

報酬を得て、旅行業を営む者のため上記の旅行業務 1.~8.を代理して契約を継続する行為を行う事業を言います。企画旅行を実施することはできません。

2つ以上の旅行業者を代理することもできません。

業務範囲は、所属旅行業者と締結した旅行業者代理業業務委託契約書の範囲内になります。

3. 登録の申請先

申請する旅行業等の種別によって登録行政庁が異なります。

第1種旅行業 ⇒ 観光庁（観光庁長官）

第2種 第3種旅行業旅行業者代理業 ⇒ 都道府県（都道府県知事）

（注）都道府県知事登録は、旅行業者等の「主たる営業所（旅行業務に関し拠点となる営業所）」を官轄する知事が行う。従って旅行業者等の登記上の本店所在地とは異なる場合もあります。

4. 旅行業務取扱管理者の選任

営業所ごとに旅行業務取扱管理者の資格を有する者を選任出来ること。（選任する有資格者は常勤雇用でなければなりません。）旅行業務を取り扱う従業員がおおむね10名以上になる営業所においては、複数の管理者を選任しておくこと。国内旅行業務取扱管理者のみを選任している営業所においては、海外旅行業務の取り扱いはできません。

- ◇ その他財産的要件や欠格事由等、審査基準が詳細に決まっておりますので、登録をご検討の際は、是非一度ご相談ください。